

公立大学法人広島市立大学資金管理規程

平成22年4月1日

規程第63号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 資金の管理（第4条・第5条）

第3章 資金の調達（第6条—第8条）

第4章 資金の運用（第9条・第10条）

第5章 資金管理実績の報告（第11条）

第6章 雑則（第12条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規程は、公立大学法人広島市立大学（以下「法人」という。）の資金の調達及び運用に関し必要な事項を定め、その業務の安全かつ効率的な運営を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第2条 法人の資金の管理については、公立大学法人広島市立大学会計規則（平成22年公立大学法人広島市立大学規則第5号。以下「会計規則」という。）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程において「資金管理」とは、法人の資金の調達と運用に関するすべての業務をいう。

第2章 資金の管理

（資金管理の基本方針）

第4条 資金管理は、年度計画を達成するため、円滑な予算の執行が図れるよう、安全性、流動性、効率性に配慮して行わなければならない。

（資金管理計画）

第5条 経理責任者は、前条の基本方針に基づき、次に掲げる事項を検討し、当該年度の資金管理計画を作成するものとする。

(1) 短期的な資金需要に対する短期借入の必要性及び資金調達に必要な事項

- (2) 長期的な資金需要に対する広島市からの資金借入及び資金調達に必要な事項
 - (3) 余剰資金の運用に必要な事項
- 2 前項の資金管理計画は、年次、四半期及び月次ごとに作成し、収入の種類、収納の時期及び金額並びに支出の時期及び金額その他必要な事項を記載するものとする。
- 3 資金管理計画を見直す場合の手続は、前2項の規定を準用する。

第3章 資金の調達

(資金調達)

第6条 法人の運営に要する資金は、運営費交付金、学生納付金、寄附金、補助金及びその他の収入により調達する。

(短期借入金)

第7条 経理責任者は、一時的な資金の不足を調整するため、会計規則第36条に規定する短期借入を行う必要があると認めるときは、借入先、借入金額、借入利率、返済期限、担保の有無等を検討し、理事長に報告しなければならない。

(長期借入金)

第8条 経理責任者は、第5条第1項の資金管理計画に基づき、長期借入金が必要と認めるときは、理事長に報告しなければならない。

第4章 資金の運用

(資金の運用)

第9条 資金は、資金管理計画に基づき、適切に管理して安全有利に運用しなければならない。

(資金運用の対象)

第10条 法人の資金運用は、次の各号のいずれかによるものとする。

- (1) 国債、地方債、政府保証債（その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債権をいう。）及び地方独立行政法人法施行規則（平成16年総務省令第51号。以下「施行規則」という。）第5条第1項第1号に規定する有価証券の取得
 - (2) 銀行及び施行規則第6条に規定する金融機関への預金
 - (3) 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託
- 2 資金運用方法の選択、銀行等の選択、限度額及び期間の基準については、別に定める。

第5章 資金管理実績の報告

(資金管理実績の報告)

第11条 経理責任者は、四半期ごとに資金管理実績を理事長に報告しなければならない。

第6章 雑則

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。